

## 規約の変更について

### 【主な内容】

1. 会員種別を案のように改める。

現	→	案
P会員		特別会員
A会員		協力正会員
B会員		一般会員

理由：会員種別の違いをわかりやすくするため。また、現行のB会員の名称を「一般会員」とすることで、加入促進につながることが期待できる。

2. 全老健の定款等を参考に、文言の整理等を行う。
3. 会費規程に、規程の変更に関することを追加する。